

■最近の話題を考える“知財NEWS”知財ピックアップ(2019.3)

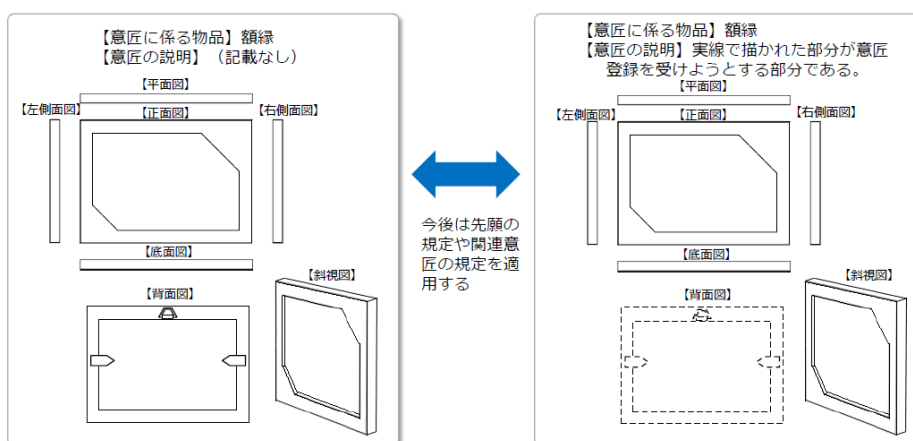
「部分意匠」の取扱いの変更

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



今国会に提出される(3/1閣議決定)、意匠法の改正案(建築物が保護対象になる等)も含め、大きく変化しようとしている意匠制度ですが、先日行われた審査基準の運用変更の説明会で、「部分意匠」について大きな運用変更がある、と紹介がありましたので、今回、取り上げます。

- ・ 今後は、全体意匠と部分意匠の間でも先願の規定を適用するとともに、類似する場合は関連意匠の登録を認める



出典:平成30年度意匠制度の改正に関する説明会のテキスト

まず、上の図に挙げているように「部分意匠」と「全体意匠」との間でも「類似関係」が判断されるということです。今まで、部分意匠では『位置・大きさ・範囲』を類似の判断要素としているため、「全体意匠」とは類似関係を判断しない、と運用されてきました。しかし、今後、この運用が変わり、類似関係を判断する、とのことです。

また、願書の「部分意匠」の欄もなくなり、図面の表示方法(点線と実線を書き分ける等の方法)により、全体意匠か部分意匠かを区別する、とのことです。

こうした運用変更の背景は、国際意匠登録出願のハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入して以来、外国人の出願が増加し、記載要件違反の方式指令や拒絶理由が増加して、ユーザーから手続きの緩和の要望が高まっているからだそうです。

しかし、個人的には、こうした国際協調の手続き的な事項が、国内の権利範囲の解釈にも関わる実体的な事項まで影響を与えることに、違和感を覚えます。

少なくとも、今、登録されている部分意匠や全体意匠は、両者間で類否判断をしていないため、事後的に無効理由を持つ可能性もあると思います。

まだ、この運用変更は、施行されていませんが、関連意匠の出願の仕方等も変わるため、この運用変更の施行日をチェックしておく必要があると思います。

以上